

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十八年秋田県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第一項中「第五条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とする。

第十一条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第七条第一項各号」を「第六条第一項各号」に改め、同条第二項中「第九条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「第十一条」を「第十条」に、「第八条第二項」を「第七条第二項」に、「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附則第二項の前の見出し及び同項を削る。

附則第三項中「第十条」を「第九条」に、「第九条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同項を附則第二項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第四項中「介護保険法」の下に「（平成九年法律第二百二十三号）」を加え、「第九条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により届け出た病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日」に改め、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日」に改め、同項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

十一日」とする。

附則第五項中「第十一条」を「第十条」に改める。

附則第六項及び第七項中「第十二条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項中「第十三条」を「第十二条」に、「第十一条」を「第十条」に改め、同項を附則第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 条例附則第三項の規則で定める基準は、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員数を、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

附則第七項の次に次の一項を加える。

8 前項の規定により届け出た診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定診療所であることを知事又は保健所を設置する市の市長に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日」とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。